



2025年5月14日

各 位

会 社 名 西川ゴム工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 小川 秀樹
(コード番号 5161 東証スタンダード)
問 合 せ 先 常務取締役コーポレート統括本部長 休石 佳司
(TEL : 082 - 237 - 9371)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、定款の一部変更について2025年6月26日開催予定の第76回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 発行可能株式総数

2025年3月5日取締役会決議により、2025年3月31日を基準日として、2025年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っており、当該株式分割後の発行済株式総数は39,990,774株に増加しております。当該株式分割に伴う変更、かつ、機動的な資本政策が行えるようにするための準備の一環として、現行定款第6条に定める発行可能株式総数を48,343,000株から100,000,000株に変更するものであります。

(2) 監査等委員でない取締役の員数

経営の監督と業務執行を明確に分離し、経営の意思決定の迅速化を図るため、現行定款第19条に定める監査等委員でない取締役の員数を15名以内から8名以内に変更するものであります。

(3) 取締役会の招集権者・議長

当社の経営体制に合わせて機動的な取締役会の運営を図るため、現行定款第24条に定める取締役会の招集権者および議長について所要の変更を行うものであります。

(4) その他

現行定款第38条について、誤記の修正のために変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定) 2025年6月26日(木)

定款変更の効力発生日 (予定) 2025年6月26日(木)

以上

【別紙】

現行定款	変更案
<p>第 6 条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、<u>4,834 万 3 千株</u>とする。</p>	<p>第 6 条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、<u>1 億株</u>とする。</p>
<p>第 19 条(員数) 当社の監査等委員でない取締役は<u>15</u>名以内、監査等委員である取締役は 5 名以内とする。</p> <p>第 20 条～第 23 条(条文省略)</p> <p>第 24 条(取締役会の招集権者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p><u>代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、先順位の代表取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p><u>代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>__ (省略) __ (省略)</p>	<p>第 19 条(員数) 当社の監査等委員でない取締役は <u>8</u> 名以内、監査等委員である取締役は 5 名以内とする。</p> <p>第 20 条～第 23 条(現行どおり)</p> <p>第 24 条(取締役会の招集権者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議をもってあらかじめ選定した取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p><u>前項により選定された取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、先順位の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>__ (現行どおり) __ (現行どおり)</p>
<p>第 38 条(報酬等) 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。</p>	<p>第 38 条(事業年度) 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。</p>